締約国に関する情報 ＣＶ	カーボベルデ	附属書　Ｂ１ ＣＶ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Institute for Quality Management and Intellectual Property (IGQPI)(Cabo Verde) （品質管理知的財産機関（IGQPI)(カーボベルデ)）
所在地	Av. Amílcar Cabral, No.27 R/C, Plateau, C.P. 7600-146, Praia, Santiago, Cabo Verde
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(238) 260 43 40 geraligqpi@mice.gov.cv dspi@igqpi.gov.cv http://www.igqpi.cv な　し
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	電子メールによる提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から１か月以内に提出
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
カーボベルデの国民及び居住者のための管轄受理官庁	品質管理知的財産機関（IGQPI)(カーボベルデ)， ＷＩＰＯ国際事務局又はＡＲＩＰＯ事務局[1]
カーボベルデが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国　内　保　護：品質管理知的財産機関（IGQPI)(カーボベルデ) ＡＲＩＰＯ保護：ＡＲＩＰＯ事務局
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国　　内：特許，仮特許，実用新案（実用新案は，特許に代えて求めることができる） ＡＲＩＰＯ：特許，実用新案（実用新案は，ＡＲＩＰＯ特許に代えて又はＡＲＩＰＯ特許に追加して求めることができる）

［次頁に続く］

1　詳細については2022年9月15日付公示（ＰＣＴ公報），251頁を参照されたい。

ＣＶ	カーボベルデ（続き）	ＣＶ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するカーボベルデの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
カーボベルデが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
カーボベルデが指定されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知の日から２か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り	
ＡＲＩＰＯ特許については，附属書Ｂ２のアフリカ広域知的財産機関（ＡＰ）を参照		